

平成26年度第4回幕別町次世代育成支援対策地域協議会会議録

- 1 日時
平成26年10月2日（木）18:28～19:37
- 2 場所
保健福祉センター多目的ホール
- 3 出席委員
9人：牛尾副会長、荒木委員、齊藤委員、杉山委員、西出委員、堀委員、嶽山委員、牧田委員、安田委員
- 4 欠席委員
5人：千葉会長、今泉委員、佐藤委員、下川委員、森委員
- 5 事務局
7人：川瀬民生部長、杉崎こども課長、稲田保健福祉課長、武田児童福祉係長、半田保育係長、宗像主査、佐々木主査、武田
- 6 傍聴者 佐藤記者（十勝毎日新聞）
- 7 配布資料
 - 資料1：子ども・子育て支援新制度における利用者負担について
 - 資料2：利用者負担について
- 8 内容
 - 【進行】牛尾副会長
 - (1) 開会
 - (2) 協議
 - ① 子ども・子育て支援新制度における利用者負担について（説明：事務局）
 - 説明の冒頭に、9月の第3回町議会定例会において、以下の4条例が原案どおりに可決されたことを報告。
 - ア. 幕別町保育の必要性の認定に関する条例
 - イ. 幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
 - ウ. 幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - エ. 幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - 資料1及び資料2に基づき、現行、新制度における利用者負担の考え方や現行制度からの変更点、今後のスケジュールについて次のとおり説明。
 - ・ 利用者負担についての国の考え方はまだ確定していないが、当町の利用者負担の考え方の検討を進めていかなければならない時期を迎えており、現時点で判明している情報を今回お示しする。
 - ・ 新制度での大きな改正のひとつは、1号～3号の各認定区分に対しての利用者負担（保育料等）の基準が設定されることである。
 - ・ 国の考えでは、新制度の利用者負担（保育料等）は、資料2の2ページから4ページにあるとおり、現行では、被生活保護及び市町村民税の課税状況、所得税額により利用者世帯を階層区分し設定しているものを、市町村民税額を基に利用者世帯を階層区分する設定に見直すものとなる。
 - ・ 利用者の負担は、新制度に移行しても現行と大きくは変わらず、2人目の利用は半額、3人目以降については0円としている軽減措置もそのまま維持される。
 - ・ 保育短時間認定を受けた子どもに関する利用者負担は、保育標準時間認定を受けた子どもの▲1.7%を基本とした設定となる。

- ・ 利用者負担の切り替え時期は、市町村民税の賦課決定時期が6月となることから、年度途中に切り替えることとなる。
- ・ 新設される1号認定の利用者負担は、5階層区分の設定としているが、現在、私立幼稚園では、保育所と異なり統一的な利用者負担額が設定されていないことから、利用する保護者に不利益とならないよう、国では経過措置を設ける方向で検討をしている。
- ・ 国が新制度の財源と見込んでいるのは、来年10月に予定されている消費税が10%になった際の増収分だが、この増収分が、新制度において全て活用できるようになるのは平成29年度からであることから、今回示されている利用者負担額は平成29年度からの額である。平成27、28年度については、今回示された額よりも低い額で設定される見込みである。
- ・ 町としては、資料1にあるとおり、利用者負担額は、保育所及び幼稚園入園希望者の意思決定に大きく係わることから、本年12月に予定している入所申請の受付に間に合うよう仮単価を設定したいと考えているので、本日委員の皆さんから意見をいただき、次回の会議では案を示したい。その後、パブリックコメントを実施した上で、国の動向にもよるが、12月の議会に条例案を上程したいと考えている。
- ・ 当町の利用者負担は、次のとおりにしたいと考えている。
 - ア. 国の階層区分（8階層）に準じた階層設定（現行は7階層）をしたい。
 - イ. 現在、階層ごとにバラつきのある保護者負担の割合を、一定の割合をしたい。
 - ウ. 保育短時間認定の子どもの利用者負担を、国に準じ、保育標準時間認定子どもの▲1.7%で設定したい。
 - エ. 教育標準時間認定の利用者負担については、町内の私立幼稚園と相談しながら設定していきたい。
 - オ. 現行の認可保育所の保育料負担水準を基本とした設定をしたい。

② 質疑応答

- Q 現行制度の階層区分で、国基準に一致していない部分があるとのことだが、そういう設定をしているのはなぜか。
- A 国が8階層なのに対し、当町の現行の設定は7階層で、さらに階層の中で細かく区分をしている。国の階層区分に準ずると、下の階層にいくほどに区分の基準としている所得税額の幅が大きくなり、区分が大きくくりのものとなることから、利用世帯に過度な負担が生じることのないよう、当町では設定区分を細かくしている。
- Q 国基準の保育料に対する保護者負担の割合を75%程度をしたいとあるが根拠は。
- A 現行では、保護者負担の割合が階層によって違いバラつきがある。それを誰がみても分かるように一律の設定をしたい。加えて現行の保育料の負担水準の維持、近隣1市2町の保護者負担割合等を鑑み75%とした。
- Q 保育短時間認定の子どもの利用者負担を、国に準じ保育標準時間認定子どもの▲1.7%で設定したいとのことだが、国が▲1.7%としている理由は。
- A 詳細については承知していないが、国に準じた設定をしたい。

③ 意見

- ・ 国は標準的な基準を示していくが、保護者負担等が過大なものとならないよう、幕別町は幕別町として保護者の目線に立った設定をしてほしい。
- ・ 幼稚園の保育料の設定について、私立幼稚園の連合会では、公私の差をなくすることを目標に国会その他で要望をしている。幕別町では公私の差が

相当あるが、保護者は、選択肢が狭いために経済状況に応じた選択をできないでいるのが実状としてある。例えば、高松市及び倉敷市は、公私の幼稚園とも保育料が同額となっている。町の財政も厳しいだろうが、全ての子ども達に行き届いた保育・教育を行うという観点から、公私の差が極端なものとならないように配慮していただきたい。

- ・ 生活保護を受けるまでには至らないまでも、例えばひとり親であるとか、事情があって片親しか働きにでられない等の理由で経済的に厳しい状況にある保育を必要とする家庭の負担が、現行より大きくなないように配慮していただきたい。

(3) その他

① 質疑、意見等

- ・ 前回の会議で説明のあった「子ども・子育て支援に関する各種事業の考え方と方向性について」にある利用者支援事業についてだが、前回の会議では、子育て支援センターの職員が、現行の職務に加え当該事業の職務を担うのは大変ではないかとの質問に対し、現行の体制のままで出来ると考えているとの回答だった。会議後に改めて考えたのだが、当該事業の保護者からのニーズ（相談）は多岐にわたり、子育てに関する専門性とともに相応の相談時間を要すると思われる。スタッフの増員等、運営に係わる方向性を再考願いたい。
⇒ 当該事業の実施にあたっては、現行の職員体制をベースにコーディネーターを配置しようと考えているが、職員数等については、他の子ども・子育て支援事業の実施態勢とのバランスを考えたい。
- ・ 次回の会議では、引き続き利用者負担に係わる協議を行いたいと考えているが、27年度の保育所申込みの受付を12月から開始するため、利用者負担額をおよそ固め準備事務等を進めていかなければならないことから、次回は、10月下旬の開催で調整したい。

閉会